

三重県立伊勢まなび高等学校 部活動運営方針

1 目標

- (1) 学習指導要領の規定（後掲）に則り、教育活動の一環として、健康な心身の発達を促進し、豊かな人間形成に努める。
- (2) 目標をもった規律ある活動により、自己の能力及び技術の向上を図るとともに、社会生活に必要な態度を育成する。
- (3) 自他の健康や安全に留意し、危険を予測、回避、対処できる能力を養う。

2 基本方針

- (1) 部の加入は、生徒本人の意志を尊重し、任意とする。
- (2) 顧問・指導者は、次のとおりに取り組む。
 - ① 指導方針・内容、活動時間、会計処理等を明確にし、保護者等（家庭）との連携を図る。
 - ② 生徒が充実した学校・家庭生活を送れるよう、バランスのとれた活動計画を作成する。
 - ③ 生徒が自主的・主体的に活動できるよう、指導・助言するとともに、安全に配慮する。
- (3) 生徒は、危険に対して自身で予測、回避、対応できるよう、安全学習に取り組む。

3 運営上の留意点等

- (1) 入・退・休部は、生徒の希望制とする。また、その手続きは、別に定める。
- (2) 活動日及び休養日は、次のとおりとする。
 - ① 活動日は、平日を原則とする。
 - ② 土・日曜日（休日）のいずれかは、休養日にあてる。
 - ③ 長期休業中及び定期考査前の活動日は、別に定める。
- (3) 活動時間は、各部の授業、季候や日没時間、生徒の健康・安全等を考慮し、平日については1時間以内、休日については3時間以内とする。
- (4) 顧問・指導者は、次のことに留意する。
 - ① 生徒が安心して活動に取り組めるよう、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - ② 年度初めに年間活動計画を立て、校長に提出する。また、変更が生じる場合、校長の承認を得る。
 - ③ 休日に活動する場合、事前に校長の承認を得るとともに、家庭・保護者等との連絡に万全を期す。また、顧問・指導者の監督指揮のもとで行うとともに、翌週に休養日を設定し、生徒の疲労回復を図る。
 - ④ 活動が安全に実施されるよう、事前指導等を充実する。
 - ⑤ 活動に立ち会えない場合、生徒の成長段階に応じた活動内容となるよう、安全に配慮した活動内容を生徒と共有する。
- (5) 大会や練習試合等の校外活動への参加は、高体連及び高文連主催の大会も含め、生徒、家庭・保護者等の負担等を考慮しつつ、日頃の活動の成果が最大限に発揮されるよう、目的等を明確にするとともに、生徒、家庭・保護者等が理解したうえで、計画、実行する。

(6) 活動費は、次のとおりとする。

① 生徒会からの部費等についての規定による。

② 部費の徴収は、徴収の目的を明確にし、生徒、家庭・保護者等の負担とならないようにする。

(7) 緊急時の対応は、危機管理マニュアル等に従い、迅速に行う。

4 指導上の留意点等

(1) 生徒、家庭・保護者等、顧問・指導者間の報告、連絡、相談を十分に行い、生徒、家庭・保護者等の信頼のもと、望ましい運営となるよう、指導を充実させる。

(2) 挨拶の励行について、指導を充実させる。

(3) 出欠席や見学の状況、生徒相互の人間関係の状態等、生徒の様子を掌握する。

(4) 用具・施設の管理・安全点検を徹底する。特に、用具やコートの使用後の始末について、指導を徹底するとともに、責任を持つ。

(5) 部室の管理を徹底する。特に、使用状況を把握するとともに、施錠や盗難防止、清掃を徹底する。

(6) 練習の開始・終了時には、可能な限り、活動に立ち合うなどにより、生徒理解に努めるとともに、用具・施設、部室の管理、清掃等について、指導を徹底する。

(7) 外部人材の活用に際しては、本方針や各部の指導方針等について、十分な理解を得る。

5 その他

(1) 各部共通で作成するものは、次のとおりとする。

① 活動計画

② 部員名簿

③ 緊急連絡先等の緊急時対応関係資料

(2) 学習指導要領の関連規定（第1章「総則」第6款「学校運営上の留意事項」1「教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等」ウ）

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

平成30年7月 策定

平成31年3月 一部改訂

令和 4年5月 一部改訂